

令和2年12月3日 ソフティック

知的財産権侵害訴訟の判断枠組みと判決の意義

弁護士 飯村 敏明

ユアサハラ法律特許事務所

講義概要

近時、従来とは異なる新しいルールを前提としたビジネス・モデルが数多く生まれている。そのようなビジネスによって発生する知的財産紛争は、紛争の性質、解決手法などの点において従来型と大きく異なる。

新しい技術分野では、伝統的な知的財産権法における解釈や判断手法によって、適正・公平な紛争解決を導くことが困難な事案が少なくない。

本講義では、このような視点から、従来とは異なる観点から紛争の解決を導いた最高裁、知財高裁の特許権・著作権に関連した裁判例を取り上げて、その特徴を分析・解説する。

- 1 インターネットと、国際裁判管轄、訴えの利益等の論点
- 2 サイトブロッキングを巡る論点
- 3 発明該当性を巡る論点
ステーキ提供システム事件(知財高裁判決)
- 4 「無効の抗弁」と「訂正の再抗弁」
ナイフ加工装置最高裁判決とシートカッター最高裁判決
- 5 サポート要件(36条6項1号)
「トマト含有飲料及びその製造方法、並びに、トマト含有飲料の酸味抑制方法」事件等
- 6 審決取消訴訟の訴えの利益
——ピリミジン誘導体事件
- 7 進歩性の判断
——引用発明の適格 ピリミジン誘導体事件等
——顕著な作用効果の有無についての判断基準
ドキシピン誘導体含有局所的眼科用処方物事件等
- 8 均等に関する新たな判断
——知財高裁及び最高裁 マキサカルシトール事件
- 9 PBPクレーム最高裁判決とその後の裁判例
その他の重要判例における未解決の論点を中心に解説する

具体的事件の一例

- ◆ 知財高裁平成30年4月13日(ピリミジン誘導体事件)
- ◆ 特許権の存続期間延長登録・最高裁第3小法廷平成27年11月17日(ベバシズマブ遺伝子組換え・アバスチン事件)
- ◆ 特許権の効力の範囲に関する判例・知財高裁平成29年1月30日大合議判決(オキサリプラチン事件)
- ◆ 医薬品事件・東京地裁平成25年2月28日(ピオグリタゾン、 α -グルコシダーゼ阻害剤事件)
- ◆ プロダクト・バイ・プロセス・クレーム事件高裁判決平成27年6月5日(ブラスタチンナトリウム事件)
- ◆ 均等論・最高裁平成29年3月24日判決(マキサカルシトール事件)
- ◆ 訂正の再抗弁・最高裁平成29年7月10日(シートカッター事件)
- ◆ その他著作権事件・知財高裁平成22年10月13日判決(美術品鑑定書事件等)